

第5回幹事会説明資料

平成25年11月21日

国土交通省 九州地方整備局
熊 本 県

八代市要望書

要 望 書

球磨川水系治水対策の促進について

- 八代市坂本地域における河川改修事業の促進
- 八代市萩原地区における堤防補強対策の促進
- 河川堤防の緊急点検結果を踏まえた八代市域の堤防浸透対策等の促進
- 河川内の堆積土砂の除去及び樹木の伐採等の適切な維持管理の実施
- 球磨川水系における河川整備計画の早期策定



熊本県八代市
球磨川下流改修期成会

球磨川水系治水対策の促進について

球磨川河川改修事業につきましては、かねてより特段の御理解と御高配を賜り、衷心より感謝申し上げます。

球磨川は、流域面積、流路延長ともに九州で第三位の大河であり、日本三急流の一つに数えられる急流峡谷を形成する一級河川です。その流域である八代市は、古来より球磨川水系の織り成す豊かな自然と、その自然に育まれた独自の文化、自然の恵みを基盤とした各種産業によって発展を遂げてきました。

しかし、この多くの恵みをもたらす豊かな球磨川は、他方では名だたる「暴れ川」としてこれまでに幾度となく尊い人命や貴重な財産を奪った歴史を持ち、近年においても、繰り返し被害が発生しております。

特に、地球温暖化等に起因する気象の変化により、短時間に激しく降る雨が増える傾向にあることから、流域の住民は常に水害の不安を抱えて生活しております。

球磨川下流域の八代市内におきましては、昭和12年に国による直轄河川改修事業がはじまり、これまでも国土交通省の御尽力により、市内の堤防も質的対策を除き概ね整備されている状況です。

最近では、鼠蔵地区高潮対策事業（高潮堤）完工、平成22年度には萩原地区河床低下対策事業の概成等、各事業を順調に進めていただいているところですが、萩原地区の堤防補強や坂本地区の改修など、未だ多くの課題を抱えており、流域住民の生命と財産を守るためには、今後も引き続き、治水対策を強力に推進していく必要があります。

つきましては、国家財政が益々厳しさを増すなかではございますが、このような事情を御賢察の上、次の事項について、特段の御高配を賜りますようお願いいたします。

なお、当市といたしましても、円滑なる事業推進のため、出来る限りの協力を行う所存であります。

記

(1) 坂本地域における河川改修事業の促進

坂本地域は、球磨川沿岸にＪＲ肥薩線、国道２１９号、県道中津道八代線などの交通基盤が集中しており、また、沿岸一帯の狭隘な土地に住民生活が営まれています。

当該地域は、土地利用一体型水防災事業等による改修が完了していない地区が多く、平成２５年度の重要水防箇所は、八代市内６０指定箇所の内３６箇所は坂本地域内にあり、毎年、梅雨時期及び台風襲来に伴う球磨川出水時には多数の地区の冠水、道路交通の遮断、家屋浸水等大きな被害が発生しております。

特に、藤本・大門地区、荒瀬地区、鎌瀬・中津道地区、今泉地区、古田地区、深水川地区、小崎辻地区及び瀬戸石地区については、これまで繰り返し被害を受けていることから、地域住民の不安を解消出来るよう、早期の整備をお願いいたします。

(2) 萩原地区堤防補強の促進

萩原堤については、堤防背後に八代市街部が広がっており、さらに九州の物流の骨格を担う国道３号、ＪＲ肥薩線及び肥薩おれんじ鉄道も控えていることから、出水による堤体崩壊の場合、市民生活に深刻な支障を来すことはもとより、熊本県経済全般にも大きな打撃を及ぼす恐れがあります。

つきましては、地域住民の洪水被害からの不安を解消するため、堤防補強の実施に向け、一層の御配慮をお願いいたします。

(3) 八代市域の堤防浸透対策等の促進

平成２４年７月の九州北部豪雨災害を踏まえた堤防の緊急点検結果として、球磨川では堤防の浸透に対して危険性がある箇所及び基盤漏水の危険性がある箇所が存在することが公表されました。九州北部豪雨における矢部川堤防の決壊事例を鑑みると、そのような危険性が内在している地域の市民は雨の度に不安な日々を過ごすことを余儀なくされます。

つきましては、市民の不安を解消するため、早期の堤防浸透対策及び基盤漏水対策の実施をお願い致します。

(4) 河川内の堆積土砂の除去及び樹木の伐採等の適切な維持管理の実施

河川内の堆積土砂及び樹木については、治水能力の低下を招きかねないことから、魚類等の生息環境や景観、水辺空間の利活用等に配慮しつつ、除去及び伐採等を実施していただくなど、河川が本来有する治水機能を最大限に発揮するための適切な維持管理をお願いいたします。

(5) 球磨川水系の河川整備計画の早期策定

球磨川水系においては、平成19年5月に河川整備基本方針が策定されており、球磨川下流域の目標とする治水安全度は、100分の1と定められておりますが、「ダムによらない治水を検討する場」で示された対策後の治水安全度は、下流域で1/20～1/30程度であります。このようなことから、流域住民の生命・財産を守るためには、より高い安全度を確保するための整備を段階的に着実に行っていただくことが必要と考えております。

つきましては、このような状況をふまえ、球磨川水系における河川整備基本方針に基づいた河川整備計画の早期策定をお願いいたします。

平成25年10月11日

八代市長 中村博生



球磨川下流改修期成会

会長 中村博生



萩原地区



西鎌瀬地区（球磨川左岸の冠水状況）



平成18年7月出水

人吉市要望書

要望書

ダムによらない治水対策に係る要望について



昭和40年洪水 舟で救出される市民（九日町付近）

人吉市

要 望

国土交通省及び熊本県におかれましては、球磨川流域の安心、安全のために鋭意ご尽力を賜り心から感謝申し上げます。

さて、昨年11月に開催されました、ダムによらない治水を検討する場の第4回幹事会の中で、現時点における「直ちに実施する対策」「追加して実施する対策」を実施した後においても、当市では既往洪水による床上浸水が発生する氾濫シミュレーション結果が出ています。

これまでダムによらない治水を検討する場において、長期間にわたる協議をおこなってきていただきましたが、人吉市民が床上浸水の被害を受けることを容認することは、人吉市民の安全を預かる市長としてはとても受け入れ難い状況にあります。

また、昨年7月の九州北部豪雨災害においては、白川流域で甚大な洪水被害が発生した現状があることから、球磨川流域においても有効な治水対策を早急に図っていく必要があることは明らかな状況にあります。

これらのことから、今般の市房ダムの改修によって治水能力の強化を図っていただく等、治水対策を順次進めていただいている状況にあります。今後においても実施可能な治水対策について、順次実施していただくとともに、本市が考える治水安全度の基準として、昭和40年7月出水時規模の水害を防ぐことが可能なレベルまで河川整備をおこなっていただくために、ダムによらない治水を検討する場の協議結果に合わせて、下記事項について要望いたします。

記

1 氾濫シミュレーションについて

「直ちに実施する対策」「追加して実施する対策」を実施した後に
いて、当市では既往洪水による床上浸水が発生する現在の氾濫シミュ
レーションは、河川の水位が計画高水位を越えると堤防が破堤するこ
とを前提にしたものですが、河川の水位が計画高水位を越えた場合で
も、堤防が破堤しない条件における氾濫シミュレーションも示してい
ただきたい。

2 治水安全度等について

本市が求める治水安全度は、昭和40年7月出水洪水規模の水害を
防ぐことが可能なレベルの河川整備であるが、以下の条件下でそれぞ
れの治水安全度等を示していただきたい。

- (1) 昭和40年7月出水洪水時の治水安全度は、何十分の1（何十年に1度）に相当するのか。
- (2) 平成17年9月出水洪水時は、これまでの河川整備により大きな水害は発生しなかったが、昭和40年7月出水洪水時と比較した場合に、治水安全度は何十分の1（何十年に1度）に相当するのか。
- (3) 仮に昭和40年7月出水洪水時と同規模の洪水が起こった場合、現在の河川整備状況下において、どの程度の流下能力となるのか。

3 ダムによらない治水対策に係る要望事項

(1) 遊水地の検討

河川の水位を少しでも下げるために、流域町村との連携の中で新たな遊水地の確保をお願いしたい。

また、球磨川本川においても、支川からの流量が人吉地点の最大流量に影響を与えている状況から、支川においても公共用地等を利用して新たな遊水地を確保することにより、球磨川本川のピーク流量を調整できないか検討していただきたい。

(2) 護岸改修

西間下町左岸（第一策道商事）、矢黒町左岸（織月大橋から西瀬橋間）及び球磨川と万江川の合流箇所付近における未改修区間については、早急に改修をお願いする。



西間下町左岸（第一索道）



矢黒町左岸（織月大橋～西瀬橋間）



球磨川・万江川 合流箇所



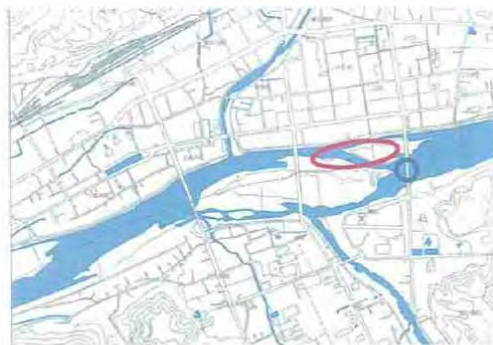
○・・・撮影者

(3) 河道掘削

J R 肥薩線第三球磨川橋梁から下流域の薩摩瀬町において河道を掘削した場合、岩の露出があることは確認されているが、可能な範囲において砂礫層の堆積物の撤去をお願いする（特に中川原周辺の堆積物の撤去をおこなうことで河道断面を確保することにより、流下能力も高まることから、九日町及び下青井町地区の水位低下が予想される）。



発船場～中川原



発船場～中川原



○ ……撮影者

(4) 引堤

下戸越町から中神町小柿地区の区間は築堤での護岸改修を完了している区間ではあるが、既存の河川敷等の公共用地等を利用して断面を確保することにより、水位の更なる低下を図っていただきたい。

また、中神町大柿地区についても築堤護岸が完成している区間ではあるが、更なる引堤により河川断面を確保することで水位低下を図っていただきたい。



下戸越町



中神町左岸堤防



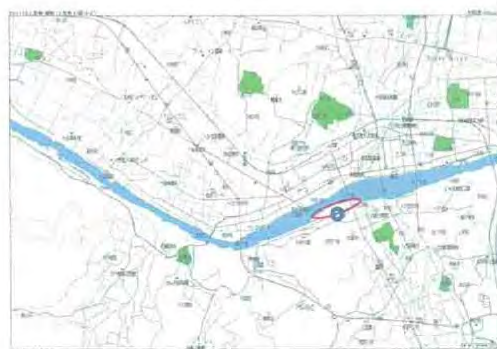
○・・・撮影者

(5) 河床整正

流下能力を確保するため、平水位以上の部分の河床整正については、以前から取り組んでいただいているところではあるが、中神町紅取橋上流右岸等々の立木及び土砂等の堆積が確認されている箇所についても、早急に河床整正をおこない、流下能力の向上を図っていただきたい。



西間下町左岸



相良町～宝来町右岸



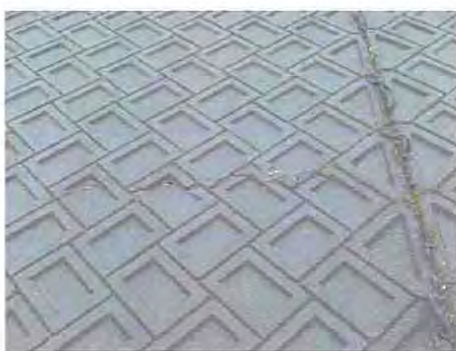
中神町右岸紅取橋上流



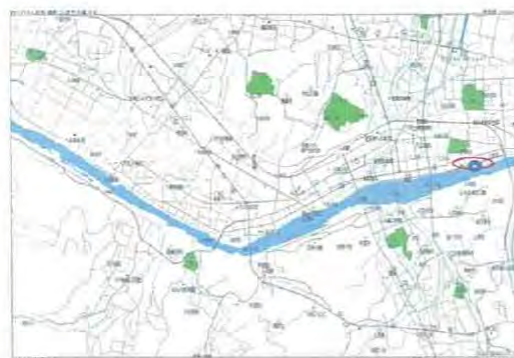
○・・・撮影者

(6) 堤防の補強（パラペットを含む）

- ① パラペット及び護岸については、完成から40年以上経過している箇所もあり、老朽化が進み、現在では一部クラックの発生も確認されていることから、今後も破堤しない堤防を維持するために年次毎に点検・補修・補強をおこなっていただきたい。
- ② 薩摩瀬町地区から温泉町の区間及び水道局から下流の築堤護岸のうち、川表側小段下部の法面部はブロック積にて施工されているが、小段より上部の法面部については土堤となっているので、堤防補強としてコンクリート等による補強対策を進めていただきたい。



下新町右岸パラペット及び護岸ブロック



薩摩瀬町～温泉町右岸



○ …撮影者

(7) 市房ダムによる治水能力強化

市房ダムの治水能力強化の方針が出されたことから、今後は洪水の調整能力を強化し、洪水時の的確な水位操作を実施していただきたい。

3 その他の要望事項

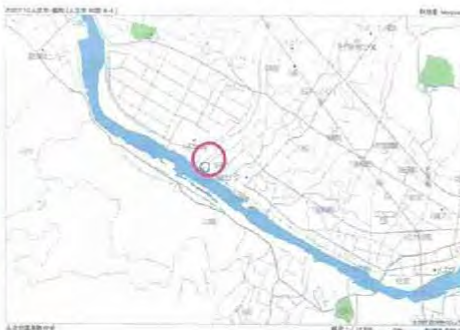
- (1) 出水川の早期改修をおこなっていただくとともに、出水川に排水ポンプ場を設置していただきたい。



出水川



排水ポンプ場設置予定箇所



○ ……撮影者

(2) 御溝川における二次放水路・三次放水路の早期整備に向けて、なお
いっそうのご努力をお願いしたい。



御溝川



御溝川二次放水路整備



御溝川三次放水路整備



○・・・撮影者

(3) 福川の早期改修をおこなっていただきたい。



福川



○ …撮影者

球 磨 村 要 望 書

球磨川水系の治水対策事業等の促進に関する要望

当球磨村内の水害常襲地帯でありました球磨村友尻地区・堤岩戸地区・宮園地区・池下地区・淋地区・大坂間地区及び神瀬地区は、国土交通省及び熊本県のご高配により「水防災対策特定河川事業」を実施いただき、安全・安心な生活の確保に向けた事業の推進に深く感謝申し上げます。

また、永年の願いでありました小川の改修と渡地区の抜本的な内水被害対策につきましても、国、県の御協力を賜り、光明が見えてきたところであり、心から感謝しますとともに、今後引き続き対策を進めていただきますよう宜しくお願い申し上げます。

しかしながら、昨年11月に開催された「ダムによらない治水を検討する場」第4回幹事会において示された氾濫シミュレーションによると、同幹事会で示された治水対策案の実施後であっても、当村内に多くの床上・床下浸水家屋が残り、国道、県道など主要な道路も冠水するなど、陸の孤島になる集落が発生する結果となっております。

昨年発生した九州北部豪雨など、近年、地球温暖化等の気候変動に起因して、全国各地で短時間に局地的な豪雨が発生するなど、災害の激甚化が進んでいることを踏まえ、流域住民が安心して暮らせる生活基盤の整備は、従来に増して重要な課題となっております。

したがって、球磨川水系の治水対策の実施にあたりましては、球磨川水系河川整備基本方針に掲げられた球磨川中流域の治水安全度の長期的な目標である 1 / 80 を下げることなく、抜本的な治水対策に取り組んでいただくと共に、依然として水害常襲地帯として残されております下記箇所についての改修促進、県道の嵩上げによる水害時の避難路の整備等に格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 球磨川水系における抜本的な治水対策の推進
2. 球磨川支流「小川」の水害防止事業の早期完成
3. 渡地区堤防内の洪水時における排水対策(山口・地下・今村・峯・島田・茶屋・舟戸地区)の早期完成

4. 球磨村三ヶ浦地区鵜口橋周辺の集落孤立対策の早期着手
5. 球磨村神瀬（旧神瀬小学校～簸瀬地区）における洪水対策の促進
6. 道路嵩上げ等による洪水時の集落孤立対策の早期着手
7. 河川内の堆積土砂の除去及び樹木の伐採等の適切な維持管理の実施

平成25年11月18日

球磨村長 柳 詰 正 治



国から人吉市への要望回答書

1 氾濫シミュレーションについて

「直ちに実施する対策」「追加して実施する対策」を実施した後において、当市では既往洪水による床上浸水が発生する現在の氾濫シミュレーションは、河川の水位が計画高水位を超えると堤防が破堤することを前提にしたものですが、河川の水位が計画高水位を超えた場合でも、堤防が破堤しない条件における氾濫シミュレーションも示していただきたい。

答)

○河川堤防は、河川管理施設等構造令に基づき、計画高水位以下の水位の流水の通常的作用に対して安全な構造とするものとされており、計画高水位以上の流水的作用についてまで安全性を有しているものではありません。

○また、実際の洪水時には、一様な水位で洪水が流下するものではなく、風浪、うねり等による一時的な水位上昇に対し、堤防の高さにしかるべき余裕をとる必要があり、余裕高を設けているところです。

○計画高水位を超えた場合でも堤防が決壊しない条件でシミュレーションを行うことは、全国的に統一的な考えで実施している氾濫シミュレーションの条件と比較して、堤防の安全性を過大に評価することとなり、そのような計算結果を用いて防災対策を検討することは、流域の住民にとっては危険な状況となるため、適切ではないと考えています。

○なお、第3回幹事会で、人吉地区で戦後1位から12位までの洪水について、球磨川の主要地区における計画高水位と「直ちに実施する対策」及び「追加して実施する対策（案）」の実施後の計算水位との関係をお示ししているところであり、人吉地区では昭和40年7月洪水の計算水位は計画高水位と堤防高の間になると推定されています。

2 治水安全度等について

本市が求める治水安全度は、昭和40年7月出水洪水規模の水害を防ぐことが可能なレベルの河川整備であるが、以下の条件下でそれぞれの治水安全度等を示していただきたい。

- (1) 昭和40年7月出水洪水時の治水安全度は、何十分の1（何十年に1度）に相当するのか。
- (2) 平成17年9月出水洪水時は、これまでの河川整備により大きな水害は発生しなかったが、昭和40年7月出水洪水時と比較した場合に、治水安全度は何十分の1（何十年に1度）に相当するのか。
- (3) 仮に昭和40年7月出水洪水時と同規模の洪水が起こった場合、現在の河川整備状況下において、どの程度の流下能力となるのか。

答)

- (1) 人吉地点において、昭和40年7月洪水と同程度の流量規模の洪水の年超過確率は $1/20 \sim 1/30$ 程度です。

※第4回幹事会で示した流量規模（年超過確率）と同様の考え方で算出

- (2) 人吉地点において、平成17年9月洪水と同程度の流量規模の洪水の年超過確率は $1/5 \sim 1/10$ 程度です。

※第4回幹事会で示した流量規模（年超過確率）と同様の考え方で算出

- (3) 現在の人吉地区の流下能力は、概ね $3,600 \text{ m}^3/\text{s}$ です。

3 ダムによらない治水対策に係る要望事項

(1) 遊水地の検討

河川の水位を少しでも下げるために、流域町村との連携の中で新たな遊水地の確保をお願いしたい。

また、球磨川本川においても、支川からの流量が人吉地点の最大流量に影響を与えている状況から、支川においても公共用地等を利用して新たな遊水地を確保することにより、球磨川本川のピーク流量を調整できないか検討していただきたい。

答)

○これまで、「川辺川ダム以外の治水対策の現実的な手法について、極限まで検討し、地域の安全に責任を負う者の間で認識を共有する」ことを目的として「ダムによらない治水を検討する場」を設置し、治水対策案を積み上げてきました。その結果、ご承知のとおり、昭和40年7月規模の洪水を安全に流下させるレベルには至っておりません。

○今回ご要望頂いた昭和40年7月規模の洪水を防ぐレベルまでの河川整備を行っていくためには、ご指摘のとおり遊水地の確保など更なる追加対策が必要となっております。これらについては、熊本県や流域市町村と連携して、引き続き検討を進めていく必要があります、ご要望を踏まえ今後の検討の進め方など調整を進めてまいります。

(2) 護岸改修

西間下町左岸（第一策道商事）、矢黒町左岸（織月大橋から西瀬橋間）及び球磨川と万江川の合流箇所付近における未改修区間については、早急に改修をお願いします。

答)

○西間下町左岸は、「ダムによらない治水を検討する場」において、「直ちに実施する対策」として位置づけられており、早期改修に着手出来るよう、地元関係者と調整を進めているところです。

○矢黒町左岸（織月橋から西瀬橋間）は、背後地が高く、崖形状となっていることから当面の改修の予定はありませんでしたが、当該区間並びにその上流区間の水位低減を図る対策として、下流側の河道掘削及び引堤が、「ダムによらない治水を検討する場」幹事会において、「追加して実施する対策（案）」として位置付けられており、今後の「ダムによらない治水を検討する場」の議論を踏まえ、実施に伴う影響など具体的な内容について検討してまいります。

○万江川の合流点右岸付近は、概ね計画堤防高相当の高さで堤防が出来ていますが、用地上の問題により一部が未完成の状況です。堤防の完成に向けて、引き続き地元関係者と調整を図ってまいります。

(3) 河道掘削

J R 肥薩線第三球磨川橋梁から下流域の薩摩瀬町において河道を掘削した場合、岩の露出があることは確認されているが、可能な範囲において砂礫層の堆積物の撤去をお願いする（特に中川原周辺の堆積物の撤去をおこなうことで河道断面を確保することにより、流下能力も高まることから、九日町及び下青井町地区の水位低下が予想される）。

答)

○中川原公園周辺の掘削については、「ダムによらない治水を検討する場」幹事会において、「追加して実施する対策（案）」として位置づけられており、今後の「ダムによらない治水を検討する場」の議論を踏まえ、実施に伴う影響など具体的な内容について検討してまいります。

○中川原公園周辺の土砂撤去については、平成16年及び17年洪水に伴う堆積土砂の撤去を平成17年に実施しているところです。今後とも、河川巡視、測量等により、河道の変化を適切に把握し、河川管理上問題のある箇所については、必要に応じ、堆積土砂の撤去等を行うなど、引き続き、適切な維持管理に努めてまいります。

(4) 引堤

下戸越町から中神町小柿地区の区間は築堤での護岸改修を完了している区間ではあるが、既存の河川敷等の公共用地等を利用して断面を確保することにより、水位の更なる低下を図っていただきたい。

また、中神町大柿地区についても築堤護岸が完成している区間ではあるが、更なる引堤により河川断面を確保することで水位低下を図っていただきたい。

答)

○中神町の小柿地区や大柿地区の引堤による河道断面の確保は、「ダムによらない治水を検討する場」幹事会において、「追加して実施する対策(案)」として位置づけられており、今後の「ダムによらない治水を検討する場」の議論を踏まえ、実施に伴う影響など具体的な内容について検討してまいります。

(5) 河床整正

流下能力を確保するため、平水位以上の部分の河床整正については、以前から取り組んでいただいているところではあるが、中神町紅取橋上流右岸等々の立木及び土砂等の堆積が確認されている箇所についても、早急に河床整正をおこない、流下能力の向上を図っていただきたい。

答)

○中神町紅取橋上流右岸については、当該地区の引堤が「ダムによらない治水を検討する場」幹事会において、「追加して実施する対策(案)」として位置づけられており、今後の「ダムによらない治水を検討する場」の議論を踏まえ、実施に伴う影響など具体的な内容について検討してまいります。

○河道内の立木や堆積土砂の撤去については、今後とも河川巡視、測量等により、河道の変化を適切に把握し、河川管理上問題のある箇所は、必要に応じ、堆積土砂の撤去等を行うなど、適切な維持管理に努めてまいります。

(6) 堤防の補強（パラペットを含む）

- ①パラペット及び護岸については、完成から40年以上経過している箇所もあり、老朽化が進み、現在では一部クラックの発生も確認されていることから、今後も破堤しない堤防を維持するために年次毎に点検・補修・補強をおこなっていただきたい。
- ②薩摩瀬町地区から温泉町の区間及び水道局から下流の築堤護岸のうち、川表側小段下部の法面部はブロック積にて施工されているが、小段より上部の法面部については土堤となっているので、堤防補強としてコンクリート等による補強対策を進めていただきたい。

答)

①パラペットの補修・補強

○パラペットを含む堤防の老朽化等の状態把握については、年2回（出水期前・出水期後）点検を行い、必要箇所の補修を行っています。

○今後とも、継続して点検を着実にを行い、計画高水位以下の洪水を安全に流下できるよう、堤防の安全性の確保のために必要な補修・補強を行ってまいります。

②小段上部の法面のコンクリートによる補強

○護岸の整備については、当該箇所の河道条件（河床や堤防の材料、河床勾配、河道形状、堤防防護ライン等）、外力（流速等）、過去の被災履歴等踏まえ判断しています。

○ご要望の区間は流速や高水敷等の形状を考慮して、必要に応じて法面の護岸を整備しています。

○今後も定期的な堤防点検を行い、適切に維持管理を行うとともに、必要に応じて補修・補強等を行ってまいります。

(7) 市房ダムによる治水能力強化

市房ダムの治水能力強化の方針が出されたことから、今後は洪水の調整能力を強化し、洪水時の的確な水位操作を実施していただきたい。

答)

○適切な洪水対応が可能となるように市房ダムの管理者である熊本県と情報共有しています。

その他の要望事項

- (1) 出水川の早期改修をおこなっていただくとともに、出水川に排水ポンプ場を設置していただきたい。
- (2) 御溝川における二次放水路・三次放水路の早期整備に向けて、なおいっそうのご努力をお願いしたい。
- (3) 福川の早期改修をおこなっていただきたい。

答)

○これらの河川の河川管理者である熊本県と引き続き情報共有してまいります。

人吉市要望回答に関する説明資料

○堤防は、河川管理施設等構造令により計画高水位以下の水位の流水の通常的作用に対して安全な構造とするものとされている。（計画高水位を超えた場合の安全性を保証しているものではない）

越水した場合の危険性

- ・河川水位が堤防天端を越えた場合は、越流水により、天端や法面の侵食、法尻洗掘等が生じ、決壊する危険性が高まる。



越水により堤防が決壊した事例

あすわ

（H16.7洪水 足羽川 洪水の状況（福井県福井市））

出典：福井豪雨映像アーカイブス作成委員会

計画高水位を超えた場合の危険性

- ・河川水位が計画高水位を超えた場合は、水位の上昇に伴い堤防内への河川水の浸透、法面の侵食等により危険性が高まり、決壊するおそれがある。
- ・橋梁の桁下が流木などの影響で閉塞し、その上流に水位上昇が生じ、決壊するおそれがある。



越水していなくても堤防が決壊した事例
（H18.7洪水 天竜川 洪水の状況（長野県箕輪町））



流木が橋にかかり水位を押し上げた事例
（H18.7洪水 川内川 洪水後の状況（鹿児島県さつま町））

堤防の質的要因からの危険性

- ・堤防の幅や高さが不足している場合や堤防の土質状態などによっては計画高水位以下でも決壊するおそれがある。



＜参考＞ 洪水時における風浪、うねり状況の事例
【筑後川水系 うきは市浮羽町西隈上地区(平成24年7月14日出水)】

37

